

鹿角市 農業委員会だより



農地パトロールの様子

農業委員会では、毎年8月下旬から9月末までの期間に、農業委員ならびに農地利用最適化推進委員による「農地パトロール」を実施しております。

14班体制により、市内全域の農地を対象に「農地パトロール」を実施し、遊休農地などの発生状況や、農地の現況状態の確認を行っております。

詳しくは、5ページの上段に記載しておりますのでご覧ください。

目次

農業委員会総会等日程	2
農地賃借料情報	3
農作業標準労働賃金表	4
農地パトロール／相続関係／違反転用	5
農業者年金	6

編集・発行：鹿角市農業委員会 TEL.30-0283



農業・農村の
「未来」をともに考えます

○発行日：毎週金曜日

○購読料：月900円、年10,800円(税込)

お申し込みは

鹿角市農業委員会事務局まで

令和8年度 鹿角市農業委員会総会等日程のお知らせ

令和8年4月から令和9年3月までの鹿角市農業委員会総会の日程及び申請書受付締切日は、次のとおりです。農地の売買、贈与、貸借、転用などの許可申請等をご予定の方は、受付締切日までに鹿角市農業委員会に提出をお願いします。

各種申請書受付締切日	総会開催日
	令和8年 4月 10日(金)
令和8年 4月 20日(月)	令和8年 5月 8日(金)
令和8年 5月 20日(水)	令和8年 6月 10日(水)
令和8年 6月 19日(金)	令和8年 7月 10日(金)
	令和8年 8月 3日(月) ※臨時総会
令和8年 7月 17日(金)	令和8年 8月 7日(金)
令和8年 8月 20日(木)	令和8年 9月 10日(木)
令和8年 9月 18日(金)	令和8年 10月 9日(金)
令和8年 10月 20日(火)	令和8年 11月 10日(火)
令和8年 11月 20日(金)	令和8年 12月 10日(木)
令和8年 12月 18日(金)	令和9年 1月 8日(金)
令和9年 1月 20日(水)	令和9年 2月 10日(水)
令和9年 2月 19日(金)	令和9年 3月 10日(水)
令和9年 3月 19日(金)	令和9年 4月 9日(金)

※ 日程が、前後する場合があります。

- ・農地を売買、貸借、転用などを行う場合は、総会で承認を得た許可が必要です。
- ・農地を相続した方は、相続手続きを終えてから農業委員会への届出をお願いします。
- ・農地に関するお問い合わせは、個人一般企業を問わず農業委員会にご連絡ください。

農地の貸借制度の変更について

鹿角市での農地貸借のうち、令和7年4年に行われた国の制度改正に伴い、**利用権設定等促進事業(利用権設定)**での貸借が出来なくなりました。(※ただし、利用権の終期を迎えるまでは有効です。)

今後、利用権の終期を迎えた農地より順次、農地中間管理事業(農地バンク)による権利設定または、農地法第3条に基づく許可申請に切り替える必要があります。

新たに貸借契約を行う場合は、相続の確認や事前に準備いただく書類等もありますので、来所前に手続き内容を電話等にて確認のうえお越しく下さい。

鹿角市農業農村支援機構(農地中間管理事業) 電話:0186-30-0244

鹿角市農地賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結(公告)された賃借料を基に次の算定条件によって算出した賃借料の水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

- ※1 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- ※2 明らかに特別の事情の下で取引されたものと推測されるデータ(地区ごとの全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるもの)を除いている。
- ※3 サンプル数が少ないため金額の公表はしない。

なお、この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料を定めたものではありません。

実際の賃借料を定める場合は、地域の実情や農地の条件等を勘案し当事者間で決めていただくことになります。

令和8年3月

鹿角市農業委員会

1 田(水稻)の部

(単位:円)

地域名		平均額	最高額	最低額	備考
八幡平	整理田	7,200	11,600	5,000	
	未整理田	6,800	10,000	5,000	
尾去沢	整理田	/	/	/	※3
	未整理田	/	/	/	
花輪	整理田	10,400	22,000	6,000	
	未整理田	12,600	20,900	8,000	
十和田	整理田	8,900	13,900	4,600	
	未整理田	11,900	15,000	7,000	
(参考) 市内平均	整理田	8,800	15,800	5,200	
	未整理田	10,400	15,300	6,700	

2 畑(普通畑、果樹、花き、牧草)の部

(単位:円)

地域名	平均額	最高額	最低額	備考
市内全域	2,600	3,500	2,000	

令和8年度 農作業参考労働賃金表

◎この料金はいくまで「参考金額」を示したものです。実際の作業料金を定める場合は地域の実情や圃場の条件等を勘案し、**当事者間で調整**のうえ決定してください。

基準日:令和8年4月1日

(単位:円)

作業名	区分	単位	賃金(税込み)	備考	
1 一般作業	男女共	時給	1,031	春～秋作業 (畑、田、果樹作業)	
2 畑耕起	平うち	10a	4,500		
3 あぜ塗り		100m	5,500		
4 水田耕起	整理田	10a	5,500		
	未整理田	10a	6,000		
5 代かき	整理田	10a	6,000		
	未整理田	10a	6,600		
6 箱苗代金	仕上げ苗	1箱	1,080	箱施用剤は別途	
	芽出し苗	1箱	570		
7 機械田植え (苗なし)	整理田	施肥なし	10a	6,000	
		側条施肥	10a	7,000	
	未整理田	施肥なし	10a	6,700	
		側条施肥	10a	7,800	
8 直播き播種	整理田	側条施肥	10a	5,200	
9 肥料散布	整理田	2種類まで	10a	2,000	散布量200kg以下
10 動力噴霧	整理田		10a	2,000	ブームスプレーヤー
			10a	2,500	
11 ラジコンヘリコプター		10a	1,800		
12 コンバイン	整理田		10a	18,000	結束ひも実費、倒伏稲割
	未整理田		10a	19,200	増し、運賃別払
	ソバ、菜種、大豆		10a	10,000	刈取り
13 粃乾燥	生粃	60kg	1,800	水分量が多い場合加算あり	
14 ソバ乾燥		1kg	100		
15 粃摺り		60kg	700		
	色彩選別機通過	60kg	800		
16 色彩選別機		60kg	1,000	再選別の場合のみ	

○5アール未満および不整形地等の条件不利地の圃場は未整理田とします。

○交通費は実費払いとします。

○秋田県最低賃金の改定も予想されるますので、基準日時点での「参考金額」となります。

「農地パトロール」の実施について

農業委員会では農地法第30条に基づき、「地域の農業利用の確認」、「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」、「農地の違反転用発生防止・早期発見」を目的に、毎年市内全域の農地を対象として農地パトロールを実施しております。調査前に農地の除草等の実施をお願いいたします。

- ・調査期間 現地調査：8月下旬～9月末、意向調査期間：12月～1月
- ・調査方法 農業委員、農地利用最適化推進委員が、実際に農地の現況を調査したうえで、今後の農地の利用方法についての意向調査を実施いたします。

調査実施にあたり、農地へ立ち入ることや、お話を伺う場合がありますのでご了承ください。

また、調査結果により、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者等に対して、農地法第32条に基づく「利用意向調査」を実施しております。

相続土地国庫帰属制度の創設について

令和5年4月27日より、相続などによって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させる制度が施行されております。

国庫帰属にあたり、取引要件の審査や審査手数料、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金が必要となります。

詳しくは法務省ホームページ「https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html」をご覧ください。

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されております。また、令和6年4月1日前に発生した未登記の不動産相続についても、令和9年3月31日までに登記の申請を行う必要があります。

詳しくは法務省ホームページ「https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html」をご覧ください。

STOP違反転用

○農地転用とは

農地を住宅や工事などの建物敷地、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に転用することです。農地を一時的に資材置場（プレハブ設置含む）などに利用する場合も転用になります。

○違反転用には罰則があります

許可なく転用した場合や、事業計画通りに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・工事の中止や現状回復などの命令
- ・罰則の適用（3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金）
（農地法第64条及び第67条 罰則）

農業者年金



特徴1 農業者なら広く加入できます！

- ★加入資格は、年間60日以上農業に従事する国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、20歳以上60歳未満の方。
- ※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

特徴2 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です！

- ★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まり、加入者・受給者数の増減の影響を受けない財政的に安定した制度です。

特徴3 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます！

- ★月額2万円から6万7千円までの間で 千円単位で金額を変更することができます。

特徴4 終身年金。80歳前に亡くなられても死亡一時金があります！

- ★年金は終身受け取ることができます。
- ★仮に80歳到達前に亡くなった場合、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取る予定であった農業者老齢年金の現在価格に相当する額が、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴5 税制面で大きな優遇措置があります！

- ★納めた年金額は同一生計であるご家族の分も含め、全額が社会保険料控除の対象になるため、所得税・住民税等の節税になります。

特徴6 政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります！

- ★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割のいずれかの国庫補助が最長20年間受けられます。
- ★国庫補助（政策支援）額分も要件を満たすと年金として受け取ることができます。

農業者年金がさらに便利になりました！

ポイント
1

35歳未満の方は、月額1万円から加入できます！

35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。

ポイント
2

受給開始時期の選択肢が広がりました！

（※平成14年1月以降に加入し、保険料を納めた方が対象）

受給開始時期 農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

なお、老齢年金は従来どおり60歳～64歳までの繰上請求も可能です。

ポイント
3

加入可能年齢の上限が引き上げられました！

加入できる年齢の上限が、20歳以上65歳未満に引き上げられました。
（ただし、国民年金の任意加入者であって年間60日以上農業に従事している方に限ります。）

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

